

馬 橋 南 自 治 会 規 約

(名 称)

第1条 本会は馬橋南自治会（南自治会）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置くものとする。
住 所 東京都杉並区高円寺北3丁目8-8
会 長 明 石 文 子

(組 織)

第3条 本会の組織運営に関しては、本規約の定めるところによる。

(目 的)

第4条 本会は、高円寺北3丁目および4丁目に居住する会員相互の親睦をはかるとともに、その諸活動を通じて地域社会の連帯感を高め、より明るい町づくりにつとめることを目的とする。

(会 員)

第5条 本会の会員を正会員・準会員・特別会員の三種とする。
・正 会 員 ー この地区に居住する者
・準 会 員 ー この地区の共同住宅に居住する者
・特別会員 ー 本会の趣旨に賛同するもの

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
総 務	若干名	会 計	若干名
会計監査	若干名		
各事業部長（副部長）		必要に応じて置く	
地 区 長、組長		地区、組の進展に応じて置く	

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次の方法による。

1. 会長は総会において会員の中から選任する。
その選出については選考委員会を設けることができる。
2. 選考委員会の構成は副会長、各事業部長、地区長とする。
3. 副会長、総務、会計、各事業部長、会計監査は会長が役員会にはかって選任する。
4. 地区長は各地区から1名、組長は各組から1名選出する。
5. 本会は顧問、相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 第4条の目的を達成するために役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 総務、会計、各事業部長は会長の意を受け、担当の会務を処理する。
4. 地区長、組長は会長の意を受け、担当区域内の会務を処理する。
5. 会計監査は会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、任期満了後も後任者決定まではその職務を行う。

但し重任を妨げない。

(会 議)

第10条 本会の会議は定時総会、臨時総会、役員会、定例会及び各事業部会とする。

1. 定時総会は年度末より2ヶ月以内に開催し、臨時総会は緊急必要がある場合、会長がこれを招集し開催することが出来る。
2. 総会は本会の最高決定機関にして、会員の過半数の出席により成立する。
3. 規約の改定、決算、予算、業務報告その他重要な事項は総会にはかり、決議するものとする。議事は出席会員の過半数を以って決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
4. 役員会は各事業部長以上の役職をもって構成し、会長がこれを招集し開催する。止むを得ない場合のほかは毎月例会を開催する。
審議する議案の決議は、構成員の過半数を以って決する。可否同数のときは会長がこれを決定する。
5. 定例会は組長以上の役職を以って構成とし、会長がこれを招集し開催する。止むを得ない場合のほかは原則として毎月例会を開催する。
審議する議案の決議は、構成員の過半数を以って決する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。
6. 部会は担当部長、副部長、部員、担当副会長の構成とし、各事業部長が必要と認めた時招集し、開催する。
必要な議案を役員会、定例会に出す事とする。

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をあてる。

正会員の会費 一世帯 月額 100 円

準会員の会費 一世帯 月額 50 円

特別会員の会費 第 15 条による

会費は当該年度はじめに年額を一括して納入するものとする

(会計帳簿の閲覧)

第 13 条 会員は会計帳簿の閲覧が出来る。

(文書の保存)

第 14 条 1. 会員名簿 2. 会議録 3. 金銭出納帳 4. 資産台帳
その他必要により備付 (10 年)

(細則、内規)

第 15 条 規約の外に必要な細則及び内規は役員会で特別に定める。

(附 則)

本規約は昭和 59 年 5 月 17 日以降総会において議決実施するものとする。

平成 13 年 4 月 21 日 一部改定

平成 14 年 4 月 20 日 一部改定

平成 15 年 4 月 19 日 一部改定

平成 22 年 4 月 24 日 一部改定

保有資産管理運営内規

(資産の範囲)

第1条 この内規による保有資産（以下、資産という）とは次に掲げるものをいう。

1. 有形固定資産
土地、建物
2. 無形固定資産
お神酒所貸与権、他
3. その他の資産
神輿、山車、什器備品、他

(資産の購入)

第2条 資産の購入は担当部署からの提案により役員会で決定する。

但し、一金五万円以上五十万円未満の資産の購入については役員会の承認を、一金五十万円以上の資産については総会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第3条 資産の管理責任者は総務担当部長とし、管理責任者は資産台帳を設けて、資産の保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、資産の毀損、又は滅失した場合は、その都度役員会に報告をしなければならない。

(資産の改良と修繕)

第4条 資産の改良、修繕等については役員会で決定し、一金五万円以上五十万円未満のものについては役員会の承認を、一金五十万円以上のものについては総会の承認を得なければならない。

平成15年4月19日制定・施行